

議案第53号 工事請負契約の変更について

(真野川橋(仮称)上部工工事)

真野川橋^{ばし}(仮称)上部工工事の工事請負契約の変更について、
ご説明いたします。

資料2ページ目をお願いいたします。

本工事を施工しております市道幹^{イチ・ゼロ・ゼロ・キュウ}1009号線は、堅田地区、真野地区、真野北地区を結び、県道高島大津線と国道477号交差点付近の交通混雑解消のため、交通の分散を図ることを目的とした幹線道路です。

当該路線の事業実施延長は1450mであり、3つの工区に分けて整備を進めてまいりました。

平成18年より3工区の事業を開始し、平成28年に国道477号交差点からびわ湖ロースタウン間の供用を開始しました。続いて平成30年に1工区として、堅田駅西口区画整理事業区域から都市計画道路3・4・53号交差点間の供用を開始しました。

本件は、最後に残る2工区の真野川を跨ぐ橋梁工事に関するものであります。

3ページ目をお願いいたします。

工事請負契約の変更についてご説明させていただきます。

変更は、工事期間と契約金額を対象としております。

工事期間は、当初、令和5年3月27日から令和7年1月31日までとしておりましたが、令和7年3月31日まで2か月延長するものです。

次に、契約金額は、5億3,584万3千円であったものを、5億7,818万8千6百円に増額するものです。

主な変更理由は、2点です。

1点目は、本請負契約に基づく設計書類の照査により橋梁構造の一部を変更する必要が生じたことに伴い、使用する鋼材の数量が増加したものです。これに対する変更金額は2,354万8千800円となっております。

2点目は、工事材料価格の高騰及び公共工事設計労務単価の改定により労務単価が増額されたことに伴い、適切な賃金水準の確保を図る観点から、国の要請を踏まえ、契約の相手方との協議に基づき鋼材費及び労務費を増額したものです。

これに対する変更金額は、1,879万6千800円となっております。

4ページ目をお願いいたします。

本工事で施工しております橋梁の平面図及び断面図となっております。

す。

橋長は65.6m、有効幅員は18.0mの単純鋼床版箱桁橋こうしょうばんはこげたきょうとなっております。

車道幅員は北向き、南向きともに3.0mであり、それぞれ1.5mの路肩を設け、合計9.0mとなります。また、歩道は両側に設置し、幅員は4.5mずつの合計9.0mとなります。

5ページ目をお願いいたします。

こちらの写真は、工事区間を北側から南側に向け撮影したものであり、写真中央の赤色着色部が2工区全体となっております。写真の手前、紫色部分が、滋賀県道路公社が4車線化を進めております国道477号であります。

6ページ目をお願いいたします。

最後にスケジュールについてではありますが、本件の橋梁構造の一部変更に伴う製作及び滋賀県道路公社に工事委託しております真野川護岸工事が地元調整に不測の日数を要したことから、工程を見直し、工事期間を2か月延長しております。

今後は、橋梁上部工の工場製作を進め、令和6年10月までに工場から現場隣接地に運び込み、現地で組立を行います。これと並行して河川内に仮橋脚を設置し、濁水期間である令和7年1月までに架設を行

います。

その後、橋梁付属物設置などの付帯工事を令和7年3月末まで行う予定となっております。

説明は以上でございます。